

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

17C037 (S15118)、17C038

③施設の情報

名称：富山市立愛育園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：大井圭子（園長）		定員（利用人数）：	50名
所在地：富山市西番104-1			
TEL：（076）492-9912		ホームページ：	
【施設の概要】			
開設年月日：平成5年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人富山市社会福祉事業団			
職員数	常勤職員：	23名	非常勤職員0名
専門職員	保育士	13名	児童指導員6名
	栄養士	1名	被虐待児個別対応職員1名
	家庭支援専門相談員	1名	嘱託医1名
施設・設備 の概要	児童居室	22室	職員居室2室
	研修室	1室	面会室2室
	図書室	1室	食堂1室
	静養室	1室	心理判定室1室
	観察室	1室	相談室1室
	学習室	2室	工作室1室
	遊戯室	1室	事務室1室
	自立訓練室	2室	

④理念・基本方針

<理念>

- 児童憲章に明記されている3つの原則
 - ・児童は、人として尊ばれる。
 - ・児童は、社会の一員として重んぜられる。
 - ・児童は、良い環境の中で育てられる。
- 児童の自立を支援する
 - ・子どもらしい暮らしと安心の保証

- ・遊びや教育への参加の保証
- ・一人ひとりの育ちや年齢に合わせた具体的な支援

＜基本方針＞

1. 家庭に代わる場として、衣食住の充実を図る。
2. 安心して生活できる場を提供する。
3. 児童の育ちに寄り添い養育する。
4. 社会の一員としての人格を形成するため、様々な体験をする。

⑤施設の特徴的な取組

- ・隣接複合施設として養護老人ホーム「慈光園」と世代間交流を行っています。
- ・園児のプライバシーを尊重するため、個室化を図っています。
- ・施設に併設された体育館（多目的ホール）を地域に開放し、園児と地域の方々が楽しく触れ合える機会をつくり、交流の推進に努めています。
- ・スタッフルームを中心に左右に配置された居室（22室）や廊下を取り込んだ娯楽室は、職員と園児のコミュニケーションを大切にした造りとなっています。また、工作室や自立訓練室を設け、子どもたちの自主性をはぐくみ自立を援助しています。
- ・児童養護施設における不登校児童事業の実施にあたり、心理検査室、相談室、遊戯室などを設置しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年8月30日（契約日） ～ 平成29年4月10日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成25年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

・養護、支援の質の向上に向けた、職員個々に数年度の研修計画が体系化されている。内部、外部研修に参加して、結果報告を全職員に伝達講習を実施する、また復命書を提出するなど個々のレベルアップや育成向上につなげている。

・安全で安心な養育、支援に取り組む体制を重視しており、リスクマネジメント（緊急時事故対応マニュアル・不審者対応マニュアル・給食異物混入マニュアル）、感染予防マニュアル（インフルエンザ、ノロウィル）の整備が整っている。具体的な対策として、職員、子どもにわかりやすく養育、支援を実施する現場においては知恵や工夫が見られ、啓蒙活動にも取り組んでいる。

・毎日3回の各棟でのミーティング、職員会議・棟会議・児童相談所との連絡会には保育士及び児童指導員全てが参加し、その立場からの意見やアドバイスをもとに、子

どもに対する最善の支援方法が検討、決定されている。全ての職員が参加していることで正しく情報が共有され、責任を持ってそれぞれが具体的な養育・支援に繋がっている。

◇改善を求められる点

- ・富山市社会福祉事業団（以下、事業団という）により経営されており、事業計画の策定がされているが、それは年間計画にとどまっているため中・長期計画のビジョンは十分でない。そのために理念と基本方針に合った具体的な指針となるためには、現場に即応した計画策定を、さまざまな角度で検討することでより根拠を明確にし、組織的な改善を図ったうえで反映されるように期待したい。

- ・中・長期計画に沿って、ケア会議が3ヶ月ごとに開催されているものの、個々の実践に対する適正なアセスメントの把握がなく、個別の自立支援計画に反映されているとはいえず標準的な計画にとどまっている。職員全員でその子どもに合った課題解決に取り組むよう体制の充実を期待したい。

- ・生活の中での食事は健やかな発達と発育につながり、子どもにとっては、大きな楽しみの一つとなっている。提供される食事が、子どもにとっての経験であり大きな思い出になっていくことは間違いない。地産地消を考えながら子どもと献立をたたり、郷土料理や季節料理を提供していくことで食育の推進にもつながっていく。大きな食堂で遅い時間に食べる夕食は、家庭的な環境とは程遠い印象を受ける。今後、棟内にあるキッチンなどの活用も踏まえ、より家庭的で温かい環境での食事の提供について検討されることを期待したい。

- ・入園の機会に権利ノートを配布し説明されているが、子どもたちへの継続的な指導や学習の機会には繋がっていない。入所期間や年齢が様々なことから、子どもの状況や年齢に応じ「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」など、分かりやすく丁寧につたえ、職員の異動もあることから、担当する職員に対しても権利擁護などについての研修の機会を設けるなど知識を高め、子ども自身が権利主体としてとらえ尊重される養育・支援がさらに提供されるよう期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

- ・職員が各々自己評価を行い、第三者評価を受審したことによって、養護への取り組みや体制について具体的に職員間で話し合うことができた。気づきや共通理解が図れ、それによって職員一人一人の意識改革ができ、改善に向けて取り組んでいる。

ボランティアの受け入れ・子どもたちへのアンケートなどマニュアルの新規作成や権利ノートについての時間をもち子ども達に知らせた。

- ・評価結果については、今後施設全体で改善に取り組みながら、社会的養護を担う施設として、子どもの最善の利益のために努力していきたいと思う。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
＜コメント＞ 理念や基本方針は「愛育園の運営と方針」に明文化され、年度初めには全職員に周知を図り、子どもたちの人権を尊重した支援にむけて確認しあっているものの、子どもたちへの周知が十分とはいえない。子どもや保護者に対してわかりやすく周知できるパンフレットを作成するなどさらに工夫を期待したい。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
＜コメント＞ 事業団が経営状況の把握や分析をしているため、園独自の経営環境や課題の取り組みはなされていない。園内での利用率の分析にとどまっており、今後さらに業務の合理化や効率に向けて検討されたい。		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
＜コメント＞ 事業団において組織体制や設備の整備、職員体制、人材確保などを含めて財務状況の分析や具体的な課題、問題点などをより明らかにして取り組まれない。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ 事業団としての計画は策定されていないが、園としての問題が明らかになっていること(子どもは年々減少傾向、問題課題を多く抱えた子どもの増加など)により、中・長期のビジョンを明確に持っているので、園独自の重点項目を目標にし、計画の検討を期待したい。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ 園での単年度の事業計画は行事計画のみであり、職員体制や人材確保などについて重点をおいた計画を組み込むよう、今後職員間で話し合い検討されたい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞ 養育、支援、園設備を含む、住環境の整備などからいかに子どもの生活に密接したかわりができているか、取り組み成果や現状を踏まえ評価や見直しについて職員が十分に理解しているとはいえない。今後どのように改善していくかを、根本から策定を見直す検討が望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞ 内外事業環境を分析のうえ、全職員が認識をして年度の課題などを園独自で明確にされ、子どもたちにも周知を図るよう検討されたい。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞ 養護・支援が組織的な評価につながる体制は確立している。担当職員は子ども2～3人を担当しており自立支援計画を立て棟長と検討したうえで、全体会議にかけ課題を共有しているが、直接処遇の職員以外の参加を得て、組織全体的な整備検討が望まれる。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c

<コメント>

評価結果の分析に基づいて、養護・支援の一貫性と子どもの情緒の安定の確保と子ども自身の希望を引き出すための面接などを実施しているが、それが評価に十分に反映できているとはいいがたく、今後全職員共有で取り組むことが望まれる。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑩・c
<コメント> 園長は子どもからの信頼も厚く、養護・支援に指導力を発揮している。しかし、長くて5年ごとに交代することもあり、役割や責任の引継ぎは口頭で実施されており、明確な文書がないとのこと。園長独自の方針などを発信する機会(広報誌に所感を伝える)を工夫するなどに期待したい。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	⑩・b・c
<コメント> 園長は児童養護施設長会議に参加して関係法令の周知の必要性を認識しており、職員会議においてプライバシーの保護や人権擁護、侵害について、遵守すべき法令の浸透に取り組むとともに、課題や改善に向けた取り組みも行っている。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	⑩・b・c
<コメント> 園長は養護・支援の方針を明らかにして、その立場を踏まえ、職員との定期的面談や子どもとの面談についても重視して実践に取り組み、園の方針を伝えている。また小、中学校との連携や学習ボランティアなどの協力を得るなど指導力を発揮している。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
<コメント> 経営改善について人事、労務、財務などは園独自での取り組みはみられるが、事業団の方針があるため具体的に反映されにくい。全職員協力で、園内独自での実行に努め、根気よく話し合い協議を重ね検討されたい。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・⑤・c
<コメント> 現在、臨床心理士と処遇の職員2名の不足とのことで、場当たりの募集では充足が難しい状態であり、事業計画に掲げ、計画的な人材確保や職務配置など先の見通しを考慮された取り組みが望まれる。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	④・b・c
<コメント> 園が期待する職員像を明記し、職員は年度初めに目標管理ノートを提出のうえ年2回の面談も行い、人事評価制度に基づいた評価分析が行われるなどの、人事管理が行われている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・⑤・c
<コメント> 「一人で抱え込まない」をモットーとして、職員のメンタルシートでチェックする。その後面談を実施して、問題が生じたときは早期に解決する体制が整っている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	④・b・c
<コメント> 職員は資質向上に向けて多くの知識や情報を得るための研修会に参加している。職員の業務体制は3人一組となり実践に当たっている。その中に新人を交えて育成に努め、個々の目標管理ノートで進捗状態や目標達成度の確認を行っている。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	④・b・c
<コメント> 養育・支援の資質の向上に向けた研修計画が体系化され、職員が希望するのみの研修とならないように、嘱託職員も含め、全職員の研修計画が組み込まれている。研修参加後は復命書の提出と全職員への伝達講習もされている。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・⑤・c
<コメント> 個々の職員の研修歴を下に研修は実施されているも階層別、職種別、テーマ別の職員の職務や技術水準に応じた研修は今後に期待したい。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・⑤・c

＜コメント＞

実習生の受け入れマニュアルが整備され、多くの福祉大学の学生を受け入れている。学校別や目的や職種に考慮した学生が求める、より効果的な専門性を求める内容を検討することを期待したい。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・⑩・c
＜コメント＞ 事業団による運営資料は書類で作成されて提示されているが、園の存在意義や役割が地域に明確に示されているとはいえない。園で行っている活動などを印刷物や広報誌などで配布したりと情報を発信するなどの検討が望ましい。閲覧は自由にできる体制となっている。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・⑩・c
＜コメント＞ 事業団では外部、内部監査があり、園経営、運営の適性を確保する取り組みが実施され透明性は保たれている。現場に即した経営改善の取り組みの検討が望まれる。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・⑩・c
＜コメント＞ 子どもの学校の送迎時には近所の人と声掛けや園体育館の開放で地域の人と交流している。慈善団体から支援の旅行や園祭では地域の人や関係団体の人が多く交流に訪れ、にぎわうなど、学校の友達も気軽に訪問できる環境が整備されている。さらには園から出向き、地域とのかかわりをより広げ深められたい。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑩・c
＜コメント＞ ボランティアの受け入れに「学習ボランティア」「習い事」「理美容」「スポーツ」「さまざまな慈善団体」と、多くのボランティアの支援により子どもの成長の手助けが行われている。当たり前と思わずボランティアの登録、申し込み手順、配置基準など体制を整備されることが望まれる。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等	⑩・b・c

	との連携が適切に行われている。	
<コメント> 関係機関のリスト化や定期的な連絡会の記録が整っている。学校や幼稚園の授業参観や資源回収など PTA 活動に参加したり、園行事にも参加してもらったりと相互に支援している。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・㊦・c
<コメント> 災害時の避難場所の指定になっているものの、住民に役立つ講演会や研修会の開催などを企画して貢献に一役担う支援も今後検討されたい。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊦・c
<コメント> 体育館の地域への開放や子育て相談窓口の地域開放はしているも、民生委員・児童委員や主任児童委員との会合などの交流までにはいたっていない。今後はさらに地域住民の主体的な活動の協力の促進につながることを望まれる。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<コメント> 子どもの養護・支援の質の向上を目指し、指導、生活目標を上げ共通理解を基軸に積極的に取り組んでいるものの、基本的人権の研修は3年前より実施されておらず、新たな職員も踏まえ、定期的に取り組まれることが望ましい。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・㊦・c
<コメント> プライバシー保護規程や保護マニュアル等は整備されており、園内の学習室も個々への配慮から仕切りを設けたり、学校の友達の面会室も設けたり、生活の場面での工夫はされているが子どもや保護者への周知には至っていないのでその周知方法の検討を期待したい。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・㊦
<コメント> 園では入所後、養育・支援に関する内容を説明している。進学や就職時、問題が発生したときは、その都度説明している。園の特性や養育・支援の内容を紹介した資料を、子どもや保		

護者にとってよりわかり易いものに作成するなどの検討が望まれる。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㊦・c
＜コメント＞ 子どもや保護者向けのパンフレットまでは策定されていないが、居室には支援がわかり易い「しおり」が張っており工夫がなされている。意思決定が難しい子どもについては児童相談所との連絡を密にしている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・㊦
＜コメント＞ 措置変更においては児童相談所、保護者、関係機関と綿密に打ち合わせるなどの連携した対応をしている。園では継続に配慮した手順や引継ぎの文書は定めていない。担当職員や窓口は設置している。		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
＜コメント＞ 児童自治会があり、子どもと職員参加で行事内容についての話し合いや、また食事のアンケート調査や意見、要望を検討したことは食堂などに掲示し、全ての子どもに対して支援が行われ、希望を引き出す応援面接も実施されている。		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊦・c
＜コメント＞ 苦情解決の要綱は整備されて、意見箱も設置され投函は、月に約0～1件程度あり、園長が解決に当たり個別にフィードバックしている。苦情内容や解決結果は特に公表はされていない。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・㊦
＜コメント＞ 子どもの相談や意見について、職員は複数で対応している。相談者を自由に選べるしくみが分かる文書や発達段階や能力に沿った意思表示のできない子どもへの対応などは十分ではない。子どもの表情の読み取りだけにとどめることなく工夫や改善が求められる。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
＜コメント＞ 意見箱の内容や相談・意見を受けたときの記録や対応の検討については整備されている。相談内容により、要望、提案など迅速に応じている。また、期日を指定して返答するなどの対応もしている。		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊤・b・c
<コメント> リスクマネジメント体制は構築されている。食事の異物混入マニュアルや不審者対応マニュアル、緊急事故対応マニュアルを明確にして、職員に周知徹底している。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊤・b・c
<コメント> 感染予防対策は項目ごとに整備され、年1回は研修会を開催して、職員全体で具体的な取り組みと啓蒙活動を展開している。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊤・c
<コメント> 災害時の対応マニュアルは整備され、防災訓練も年2回職員や子どもたちが参加のうえ実施している。備蓄もリスト化され整っている。避難場所の明記の徹底と川に近い立地条件を考慮して水害対策の検討も望まれる。		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a・㊤・c
<コメント> 標準的な実施方法として「愛育園スタンダード」に掲げ、養育・支援が日常的に提供されている。年4回の研修会を通じて、日々のミーティングなどで資質の向上を図っている。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊤・c
<コメント> 「愛育園スタンダード」に標準的な実施方法は掲げてあるものの、見直しや定期検証はなされていない。見直しの仕組みとして、問題点や必要な課題などを提案のうえ工夫した養護方針をその都度反映されることが望まれる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・b・㊤
<コメント> 自立支援計画の策定に大切なアセスメントの記録がなく、子どもの希望やニーズを適切に反映した内容とはいいがたく、アセスメントの結果から解決課題の目標と目標達成に向けた具体的な対応策を講じたうえで自立支援計画に反映されることが望まれる。		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・㊦・c
<コメント> 自立支援計画の見直しや評価は定期的実施されているものの、検討会議に職員全員の参加や子どもの意向把握や同意を得る仕組みなどが組み込まれていないため再検討が望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㊤・b・c
<コメント> 引継ぎや申し送り簿や業務日誌で、養護・支援の実施が職員間に伝わる仕組みは確立されている。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊦・c
<コメント> 児童台帳は電子データで記録が管理されている。開示請求への対応のルールや規定は確立されていないので今後検討することが望まれる。		

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	㊤・b・c
<コメント> 子どもの最善の利益の追求を目指した養育・支援を行うために、職員一人ひとりに理念や養育の方針及び養護・支援のあり方を年度当初、『愛育園の運営と方針』というマニュアルに基づいて指導している。日々の様子や自立支援に向けた取り組みなど、職員会議・棟会議、日に3～4回、棟ミーティングにおいて園長が中心となって検証や検討の機会が設けられるなど、職員間での情報交換や共通理解を図り実践に繋げている。		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・㊦・c
<コメント> 虐待などの影響を受けて入園する子どもが昨年度約60%に対し、本年度は70%になってきている。これらの状況から、子どもが知りたいと願う気持ちを尊重しつつ、個人記録にそういった背景や留意点などの情報を記入し、必ず担当の児童相談所職員に相談した上で、各種会議で園長が中心		

となり協議し慎重に情報提供を行っている。また、担当者はその後の様子を把握し申し送りを行っている。		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・㉔
<コメント> 入園などの機会に権利ノートが配布し説明されている。しかし、子どもへの継続した指導やその学習の機会には繋がっていない。入所年齢や期間が多様なことから、子どもの状況に応じ「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」など、年齢に応じわかりやすく丁寧に伝え、職員の移動もあることから、養護・支援にあたる職員への権利擁護研修の機会を設けるなど、知識を高め子ども自身を権利主体としてとらえ尊重した養育・支援となるよう期待したい。		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	㉕・b・c
<コメント> 担当制にしており担当者が夜勤の際、夕食後から就寝前の時間を活用して個別的にゆっくりと話を聞く時間を大切にしている。また、担当者と自立訓練室を利用し少人数で夕食と朝食を作り、家庭的な空間で子どもが思いを表出しやすい場面を設け、信頼関係や仲間との関係の構築に努めている。 愛育園祭では、子ども(児童自治会が中心)が職員と協力しながら催しものを担当し、主体的に活動に参加し、日頃から支援してくださる関係者や地域住民を招待するなど、共に楽しむといった経験を積み重ね、人間性を育んでいる。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	㉕・c
<コメント> 経営主体である事業団の就業規程には虐待(体罰等)の内容を定めてあり、懲戒権の項についても職員会議で周知・指導している。虐待等防止のため、支援や処遇はできる限り複数名対応をとることや、子どもや保護者からそういった苦情も踏まえて届け出ることが出来るよう意見箱を設置している。		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉖・c
<コメント> 不適切な対応を防止するため、複数職員での養育・支援を心掛けている。園長及び職員は、職員と子どもの関係性の把握に努め、必要に応じ、しばらく距離を保つなどの配慮を行っている。しかし、子どもへの不適切なかかわりの事例検討や子どもが不快と感じる場合などに、自身を守るための知識や具体的な方法などについて学ぶ機会が設けられていない。子どもの視点に立った学びの機会に期待したい。		

A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・ ㊦ ・c
<コメント> 被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づく届出及び通告に関する手順は、職員会議などで周知を図っている。また、子どもには、職員及び定期的に面会のある児童相談所職員などに訴えることが出来るよう日常的に説明している。『愛育園の運営と方針』というマニュアルで周知を図り、職員間でも真摯に取り組まれているが、子どもに対しても理解できるような工夫した掲示物を作成し、子どもが自ら声をしっかり届けられるような体制の構築に期待したい。		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a・ ㊦ ・c
<コメント> 様々な媒体から思想や信教の自由について情報を得ることなどについて制限をしていない。何かに触れ、そういった団体からの寄付や手紙があれば紹介をしている。保護者からの思想や信教の強要が行われないよう、またそういう恐れがある場合、児童相談所と連携し保護者と距離をおくなどの配慮がなされている。		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a・ ㊦ ・c
<コメント> 乳児院から入園する場合は、乳児院より職員と共に2から3回程度遊び体験の時間を設けるよう取り組んでいる。また、乳児院にも出向き、衣・食・住の様子を把握し準備に役立てる。他の子どもに関しては、児童相談所と複数回話し合いを重ね、担当者を決め不安が少しでも軽減するよう努めている。入園日の夕食では、他の子どもに紹介し、約1ヶ月経過するころには家庭支援専門相談員が子どもと面談をするなど、安心して生活を送れるよう取り組んでいる。		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ ㊦ ・c
<コメント> 『児童自治会』では、子どもの代表5人と職員2人で組織し、運営している。各棟では、横年齢の子どもと担当職員で夕食後お茶を交えて、子どもの思いを汲み取る時間を大切に過ごしている。また、意見箱の積極的な活用を、園長自ら呼びかけ、要望のみならず伝言やメッセージなど子どもの声が意見箱に寄せられている。		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	㊦ ・b・c
<コメント> 児童自治会で決まった内容や各棟で話し合っ決めて生活のルールについては、掲示物などを通		

して皆に周知している。図書室以外の各棟にも図書コーナー、テレビも複数台設置されている。ゲーム機器などについては、貸出ノートを利用し職員が管理し、適切に利用されている。幼稚園及び学校関係・地域行事などへの参加希望を子どもにはかり、希望があれば送迎や付き添いを職員が行い、子どもの主体性や社会参加を熱心にサポートしている。		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	㉑・b・c
<コメント> ・小学生以上には、こづかいが渡されている。こづかいは、各々娯楽や嗜好品に使用でき、その都度こづかい帳をつけ金銭の管理が出来るよう取り組んでいる。現金は、職員が保管しており、買い物など必要に応じて受け取ることができる。年齢の小さい子どもや遠方への買い物には、必ず職員が同行している。 ・高校生になると1週間程度の食事を自立訓練室で自炊し、与えられた食費の範囲で生活する自立に向けた訓練も導入されている。 ・児童手当に関しては、子どもそれぞれの通帳に貯蓄され職員が管理し、退園の際、保護者ないし子どもに渡している。		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・㉒・c
<コメント> 家庭復帰に向けて児童相談所や関係機関(学校等)との検討会議を家庭支援専門相談員が担当窓口となり、全職員で情報共有しながら慎重に支援している。しかし、家庭復帰にあたっては、子どもにも保護者にとっても非常にデリケートな部分も大きく、事前に意向を伝えたり、それらの状況把握などにおける記録整備は十分にできていない。検討会議内容と状況などの把握内容が重複する部分も多いが、アセスメントを中心に家庭復帰にむけての意向や情報を整理し、退園後のサポートに繋がることが望まれる。		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	㉑・b・c
<コメント> 措置継続・措置延長の児童には、家庭支援専門相談員が中心となって市役所福祉課や民生委員と連携し職場体験を紹介、ハローワークへの同行、就労斡旋などの支援を行い、退園へ導いている。その後も定期的に連絡をとり、状況を把握し継続した支援が行われている。		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉒・c
<コメント> 経験の長い家庭支援専門相談員がリービングケアの担当者となり、該当する子どもの担当者と共に自立支援計画に盛り込みながら取り組んでいる。具体的には、自立訓練室を利用して家事全般も含めた一人暮らしの自立生活を体験している。また、退園後も相談に来れるように愛育園祭には、退園者を招待している。		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・ ㉒ ・c
＜コメント＞ 職員は、3人でチームを作り子どもと個別に関わる時間や機会を大切に支援している。職員会議・棟会議の他、児童相談所との連絡会にも職員全員が出席し、子どもの生活歴や背景を知ること、様々な言動の要因や根拠がどういったことかをチームで考えながら支援している。今後、子どもを理解し受け止めようとする職員の姿勢や思いが伝わっているかなど、子どもへのアンケートを通して検証していくことが望まれる。		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・ ㉒ ・c
＜コメント＞ 1日に3～4回行われる各棟でのミーティングも、子どもの思いを職員間でしっかり伝え共有していくための時間になっている。未就学児の居室については、職員室から目の届く場所に配置され、就寝時の添い寝を大切な時間としている。小・中・高校生は、個別又は気の合う少人数で職員が関わる時間を大切に考えている。皆の前では言えないことも、個別や少人数でなら話してくれることも多い。そうやって知り得た子どもの思いが、アセスメント情報として活かされることに期待したい。		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・ ㉒ ・c
＜コメント＞ 小学生などには手芸作り、高校生はミニキッチンを活用した簡単な調理作業、未就学児は栄養士とのおやつ作り、中学生には図書の斡旋や各種検定試験などへの挑戦を見守る。子どもが生活の中で習慣づけなければならないことは、励まし褒めて支援するよう心掛けている。また、高校生などは、帰宅が遅いこともあるため園長はじめ職員が夜間相談に応じるような配慮も行っている。		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑ ・b・c
＜コメント＞ 幼稚園での生活が可能な子どもについては、幼稚園へ就園している。未就園児については、個別に検討された発達支援が実施されている。年に3回、読み聞かせや手遊びのボランティアが来所され、興味関心のある子どもの楽しみになっている。広大な屋外グラウンド・屋内体育館・未就学児用の遊具を完備した室内スペースなど、十分な遊びの環境が提供されている。		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑ ・b・c
＜コメント＞ ・養護の方針にも掲げてある、「児童の育ちに寄り添う」ここでは、職員側に、子ども(相手)の思いを分かろうとする姿勢、一緒に歩もうという姿勢を大切に、職員が手本となるべく『ともに成長しよう』とする養育を心掛けている。各棟には、子どものお手伝い分担表が掲示され、できることは職員と共		

に声を掛けて実践している。 ・社会資源を活用し、電車の利用や銀行での手続きを経験させるなどの社会体験活動も生活の中に取り入れて実践している。		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの中でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・㉑・c
<コメント> 生活空間から離れた場所に食堂が設置されている。食堂は、広く清潔に保たれている。子どもは、思い思いの場所で職員と共に食事をいただく。部活やアルバイトなどで帰りが遅くなった子どもは、冷めた食事を電子レンジを使用し温めることができる。広い食堂で、職員が付き添っているが、もう少し家庭的な温かみのある場所で食事が摂れるような配慮が望まれる。		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a・㉒・c
<コメント> 毎日の食事は、栄養士による献立のもと委託業者が調理している。栄養士や職員、子どもの代表が参加する食事検討委員会が毎月開催され、誕生会食や食事への要望等が検討される。この評価のアンケートでは、食事の内容について多く要望が寄せられている。毎月開催される食事検討委員会でそういった声を汲み取る仕組みを工夫し、反映されることに期待したい。		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a・㉓・c
<コメント> ・担当の職員と子どもで、自立訓練室のキッチンを利用し献立作りから買い物、後片付けまで一連の料理作りの家事作業が体験できる時間は、子どもは大変喜んでいる。また、本年度は、講師を招きテーブルマナーの体験学習を行い、子どもから好評を得ている。 ・社会では地産地消が呼びかけられている。業者委託という環境では、難しいことも想定されるが、子どもには郷土・季節・伝統料理などを知り、触れる機会を作り、さらに食への楽しみや興味関心が高まるような食育への取り組みに期待したい。		
A-2-(3) 衣生活		
A㉔	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・㉔・c
<コメント> 洗濯室や乾燥室も整備され、清潔な衣類を身に着けられる環境になっている。子どもの発達に応じ、職員と一緒に片づけている。修繕が必要な物に関しては、子どもの見えるところで行うよう心掛けている。職員は、子どもの身だしなみへ気を配っている。衣類は必要に応じ子どもが好みの品物が購入できる。購入の際、中・高校生に限定することなく、子どもたちが、法人が契約した店舗に限らず、選択肢がさらに広がり、買い物での楽しみが増すような取り組みに期待したい。		
A-2-(4) 住生活		
A㉕	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	㉕・b・c

<コメント> 施設の建物は大舎制である。1階・2階共にリビングにはミニキッチンが備え付けてある。リビング・居室・廊下には、子どもの思い出の写真や作品などが掲示され、採光もよく明るい。学習室も十分な広さが確保されている。感染症などを発症した場合に、過ごせる居室も別途準備され感染症の拡大防止に役立っている。		
A②⑥	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a・ ㉓ ・c
<コメント> 未就学児の子ども部屋には、洗面所とトイレが備え付けてある。小学生は2人部屋、中学生以上は個室利用となっている。居室には、窓際と入口扉にカーテンがありプライバシーにも配慮され、個々に十分な収納スペースや学習机も配置されている。リビングには、ソファやテレビを数か所配置し、少人数で別々にくつろげるような工夫がされている。		
A-2-(5) 健康と安全		
A②⑦	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	㉓ ・b・c
<コメント> ・未就学児に対しては、職員の介助で週に3回入浴が実施されている他、睡眠・食事・排泄についても日々の状況を把握した保育士の資格を有する職員が、個別の自立支援計画に沿った養育を行っている。 ・子どもには、土・日の爪切りや、毎月の理髪の機会など整容に対する支援は定期的を実施され、入浴日以外にもシャワーは使用可能で、清潔も保持されている。また、寝具のクリーニングや危険箇所及び危険物などについても、定期的に修繕や確認が行われ、子どもの目線に立って健康や安全について細やかな支援がなされている。 ・毎年、交通安全教室を開催し、自転車の乗り方についても指導している。また、子どもは近隣において、交通安全の呼びかけ運動にも参加し、交通安全に対する意識も育てている。		
A②⑧	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・ ㉓ ・c
<コメント> 未就学児については細目に体温を測定し、健康状態の把握に努めている。健康診断は年に2回実施し、異常があれば早期に診断・治療が受けられるよう支援している。その際、協力機関もあるが、同性の医師などの希望があれば優先して探すなどの細やかな配慮が見られる。障がいなどを有する子どもの入園も増加傾向にある中、医療的な研修の機会が少ない。今後、職員が医療的な知識を高めていくことにも期待したい。		
A-2-(6) 性に関する教育		
A②⑨	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・ ㉓ ・c
<コメント> 建物の1階居住部分は女子棟、2階居住部分は男子棟とし無断で異性の居住空間へ入ることは認めていない。また、「ハッピーウーマンプロジェクト」による性教育年間計画を立て実施している。職		

員は、男性・女性共に勤務していることから、子どもが年齢や発達段階に応じて正しい知識、関心が持てるよう支援に心掛けている。		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	㉑・b・c
<コメント> 玄関には個別の収納付き下足箱が設置されている。居室には、子どもが家庭などから持ち込んだなじみの品やお気に入りの物に囲まれて生活している。未就学児を中心に、まだ字が読めなかったり分からないうちは、イラストで自分の片づける場所や置くところがわかるように配慮されている。		
A③⑪	A-2-(7)-② 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a・㉒・c
<コメント> 「大切な命、こうやって育ったよ」という思いで職員は、子ども自身が振り返ることができるよう『成長の記録アルバム』作りに取り組んでいる。アルバムには、写真のみならず成長の節目に、子どもの作文や職員からのメッセージなども取り入れる等の工夫している。子ども自身が保管できるようになったら保管を任せて、その後も写真などを提供し、継続してアルバム作りを支援している。園としては、今後映像での記録作成も検討している。		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③⑫	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・㉓・c
<コメント> 障がいをもつ子どもが増えてきていることから、医療機関を含む関係機関と連携を図りながら、その特徴や情報を共有している。問題が発生した場合には、速やかに複数の職員で状況を確認し、必要な場合は園長など中心に職員で話し合い、その後の方針や対応について迅速に検討する機会を作っている。交代勤務者で関わるため、ミーティングでしっかりと引継ぎが行われるよう努めている。		
A③⑬	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a・㉔・c
<コメント> 富山市子育て支援課主催の障がい児研修へ参加し、障がいをもつ子どもの対応を学んだり、職員のチーム編成に男性職員を配置する、子ども同士、子どもと職員、職員同士の相性や関係性に配慮し、暴力やいじめ、差別などを予防するよう努めている。また、普段から相手を尊重することや思いやることを職員自らが示していく努力をしている。		
A③⑭	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	㉕・b・c
<コメント> 入園時、またその後も保護者との関係性については、児童相談所としっかりと情報を共有し、職員も子どもと保護者の様子を注視している。子どもの安全が必要な場合は、個人の記録にその旨を記載し、職員にも周知を徹底している。また、危険性を伴うようなケースについては、児童相談所と相談し警察署との連携も想定されている。		

A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・㊦
<コメント> 障がいのある子どもや虐待及び分離体験など心理的なケアが必要とする子どもが増えている。それに伴い、支援する職員もまた、心理対応職員へ相談する、指導を受けることが養育上必要となっている。しかし、現在心理対応職員は不在(欠員)であり、心理的ケアが必要な子どもやその対応についての指導は、医療機関を受診し対応している。心理対応職員については、常時募っているが出来るだけ早期に採用し、心理的な専門支援が園内で対応できることに期待したい。		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㊦・c
<コメント> 様々な環境下において、学習意欲や能力にも違いがある。学習指導員が中心となって、個々の学力や子どもの学習に対する意欲・要望などを把握し、各棟に十分な広さの学習室を配置したり、学習の時間を設けるなど、子どもの学習の力の底上げを図っている。学習ボランティアも受入れ、英語は希望者に個別指導が実施されている。また、地域での習い事(詩吟や日本舞踊)、園での茶道やスポーツ教室など、興味のある子どもが参加できるよう支援されている。		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㊦・c
<コメント> ・担当職員が中心となって、通知表や成績表を受け取りに学校へ行きそれらも踏まえながら育ちに合わせ、進路や将来について話し合いを持っている。高校入学を支援する中で、中学3年生にはオープンハイスクールの活用を促し、高校などの資料を用意し、それらに基づいて子どもや保護者が不明な点は明確にしながら自己決定に導いている。 ・高校生には、進学のための経済的な援助(奨学金など)について繰り返し説明し、活用できるよう支援している。		
A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㊦・c
<コメント> アルバイト経験は、自立支援の重要な部分であり、よい社会体験になるという観点から、園でのルールを明確にし、その範囲で社会経験が積めるよう積極的に進めている。支援学校に通う子どもに対しては、支援学校と相談し、支援学校を通して職場体験を経験させている。その中でも、職場体験や実習は、子どもが仕事の内容や自身の適性を知ることにおいては、貴重な機会となる。アルバイト以外の社会経験や視野を広げるためにも賛同する協力事業主の開拓に期待したい。		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㊦・c

＜コメント＞ 「子どもの最善の利益」に基づき家庭支援専門相談員と担当者が中心となって自立支援計画に盛り込みながら、家族に対する支援も行われている。それには、児童相談所と家族と園の連携を大切にすすめ、児童相談所の許可があるケースについては、面会・外出・外泊（一時帰宅）や子どもの学校行事、地域行事など案内し参加を支援している。また、進路選択などにおいては、職員が調整役となり円滑に決定できるよう努めている。		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞ 子どもにとっては大変慎重に支援を要する必要がある、児童相談所との連絡会を通じ情報をしっかり共有し、親子関係の再構築が可能な時期を捉えて、家族支援専門相談員が中心となり外泊などを自立支援計画に位置付け、家族への説明や指導を繰り返し評価している。今後、アセスメント内容をさらに具体化し、活用することでさらなる家族療法事業への取り組みに期待したい。		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞ スーパーバイザー等の配置は現在のところなされていない。近年、虐待など不適切な養育環境から、入園する子どもに対し、社会的に養育し保護する、養育に困難を抱える家庭への支援といった、職員の職務の内容及び質が大きく変化している。当園には、園の変革や利用する親子の特徴を理解している経験の長い基幹的職員は配置されているが、近年の養育環境やその特徴を理解し、その子どもや保護者への適切な支援を全職員が安心して提供するために必要な、組織としてスーパービジョンの体制の構築に取り組むことを期待したい。		